第二千六百九十六号

平成十 十月二十三日 (月曜日

公有水面埋立ての免許...... 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫の指定 う事業所の名称変更の届出...... 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行 結核予防法による医療機関の指定..... 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退. 告 目 公 告 示 次 (障害福祉課) ... (保健衛生課) ... 一備課場 政 同 課) · :: :

右 右 開発行為に関する工事の完了..... 大規模小売店舗の変更の届出. (建築住宅課) (経営支援課) 同 同 : : :

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....

文県

化民化生

課活

三.

名

出 先機 関

土地改良区の役員の就任及び退任 (整備事務所) 事農上 殊工 林北 務水地 所産方

選挙管理委員会

道路の位置の指定.

病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長

人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の 部改正.....

及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、

老

事

務

局

:

公安委員会

交番、

る規則の一部を改正する規則.

警察官駐在所及び警備派出所の名称、

位置等に関す

(警

務

課)

示

青森県告示第七百六十一号

四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。 指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和二十六年政令第百 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第四項の規定により、 次の

平成十八年十月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

八甲病院青森保健生活協同組合 称 青森市問屋町一丁目一五の一〇 所 在 地 平成二个 年指 月 定 辞 日退

青森県告示第七百六十二号

:

Ħ. 껃 끄덕 껃

より告示する。 Ć 第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したの 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第一項の規定により、 結核予防法施行令 (昭和二十六年政令第百四十二号) 第二条の五第一項の規定に

平成十八年十月二十三日

:

六

:

六

青森県知事 Ξ 村 申 吾

二ツ家調剤薬局 八戸市大字沢里字二ツ屋一の九二 一穴一0・10 書森保健生活協同組合 青森市問屋町一丁目一五の一〇 平成一个・小三0 平成一个・小三0 平成一个・小三0 本語の ・			
の組合 青森市問屋町一丁目一五の一〇 平成和 所 在 地 指完	二ツ家調剤薬	生協さくら気	名
工 地	^楽 局	同 組	称
工 地	八戸市大字沢田	青森市問屋町	所
工 地	里字二ツ屋一の	一丁目一五の一	在
平成一个 か・三〇 一个 10・10	九二	0	地
	14:10:10	平成一个 九三0	指定年月日

青森県告示第七百六十三号

称を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。 次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、

平成十八年十月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

2

変更後	変更前	<u> </u>				
じ済会人	大会 つ福 つ祉	名事指定海				
の写 八清 〇7 取 七	字上 大郡 大郡 東三町	所の所在 地 地	害福祉サービス			
	生 活	類と	ナ障 害 ご福 く社			
ぜホグ り あムー あプ	ずホー なー ム き プ	名称	を行る温祉			
○与 の見 七上	字上 [北	所 在 地	デ業所 出サー ビス事業			
7. 10 -	平 成	年月日	变 更			

青森県告示第七百六十四号

の規定により、樹木又は林業種苗に損害を与える害虫を次のとおり指定する。 森林法施行規則 (昭和二十六年農林省令第五十四号) 第二十二条の八第一項第六号

平成十八年十月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

の地点

X 座標

松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫

青森県告示第七百六十五号

より告示する。 年十月十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定に 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十八

平成十八年十月二十三日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

免許を受けた者の住所及び名称

1

青森市長島一丁目一の一

青森県

代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の 青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

位 置

の地先公有水面 西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三七〇の一に隣接し、同字玉坂七から一三の一

区域

結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域 十系を用いて得た次の各地点のうち、 の地点から の地点までを順次に直線で 国土交通省告示 (平成十四年一月十日告示第九号) で定められた平面直角座標第 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による

の地点 ×座標 プラス六五四七五・一八一メートル

Y 座標 マイナス七七八九三・八八九メートル

の地点 X 座標 プラス六五四七五・一二四メートル

Y座標 マイナス七七八九二・二九〇メートル

プラス六五四七五・六九〇メートル

マイナス七七八九二・二七〇メートル

の地点 X 座標 マイナス七七七九三・九三二メートル プラス六五四七二・一八〇メートル (3) 平成18年10月23日 月曜日

> の地点 の地点 X座標 X座標 Y座標 Y 座標 マイナス七七七九三・九五三メートル プラス六五四七一・六一四メートル マイナス七七七八九・一五六メートル プラス六五四七一・四四三メートル

の地点 X座標 Y座標 マイナス七七七八九・一二七メートル プラス六五四七二・二四二メートル

の地点 の地点 X座標 X座標 Y 座標 プラス六五四七二・二五三メートル プラス六五五二四・三五〇メートル マイナス七七七八九・四二七メートル

の地点 X 座標 Y 座標 プラス六五五二四・五一〇メートル マイナス七七七八七・五六八メートル

の地点 X 座標 Y座標 マイナス七七八一二・一八八メートル プラス六五五二一・四一九メートル

Y座標

マイナス七七七九二・〇六五メートル

の地点 X座標 Y 座標 マイナス七七八三二・三六四メートル プラス六五五一六・八三一メートル

の地点 の地点 X座標 Y 座標 プラス六五五ーー・六ーーメートル マイナス七七八五二・五六三メートル

X座標 Y 座標 プラス六五五一〇・五三三メートル マイナス七七八七二・六一四メートル

の地点 X 座標 · 座標 マイナス七七八九二・六二六メートル プラス六五五一〇・五五三メートル

3 面積

四〇四・一一平方メートル

埋立てに関する工事の施行区域

1

西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三七〇の一に隣接し、同字玉坂四の一から一三

一の地先公有水面

2

国土交通省告示 (平成十四年一月十日告示第九号) で定められた平面直角座標第 十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からエの地点までを順次に直線で 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による

> アの地点 結んだ線及びアの地点とエの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域 X 座標 プラス六五三五五・二五七メートル

Y座標 マイナス七七八九八・一六九メートル

イの地点 X座標 プラス六五三五〇・九七七メートル

Y座標 マイナス七七七七八・二四六メートル

ウの地点 X 座標 プラス六五五八二・八二九メートル

エの地点 X座標 Y 座標 プラス六五五八七・一〇九メートル マイナス七七七六九・九七〇メートル

面積 Y 座標 マイナス七七八八九・八九四メートル

3

二七、八三九・九二平方メートル

兀 埋立地の用途

漁港施設用地

公

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証 同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成十八年十月三日

_ 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ねこやなぎ

Ξ 代表者の氏名

兀 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的 三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原一の一

して、 社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 に関する事業を行い、全ての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、 この法人は、南部町及び地域に在住する心身に障害のある人たちとその家族に対 地域生活を営む上で必要な支援、 療育相談、 地域社会を促進するための支援

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

平成十八年十月六日 申請のあった年月日

県

報

森

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人きらり

Ξ 代表者の氏名

青

細川 栄美子

主たる事務所の所在地

兀

青森市浪岡大字浪岡字林本六四の一

定款に記載された目的

五

全と利便性をはかることによって、地域社会福祉の向上に寄与することを目的とす この法人は、高齢者及び障害者に対して、日常生活における外出の際の移動の安

ಶ್

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証 同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月二十三日

申請のあった年月日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

_ 申請に係る特定非営利活動法人の名称

五 定款に記載された目的

この法人は青森地区の障害者に対して障害者のための就労移行支援等に関する事

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成十八年十月二十三日

イオン下田ショッピングセンター

大規模小売店舗の名称及び所在地

上北郡おいらせ町中野平四〇の

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡おいらせ町中下田一三五の二

代表取締役 村上教行

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

平成十八年十月十一日

特定非営利活動法人夢の里

Ξ 代表者の氏名

鎌田 慶弘

兀 主たる事務所の所在地

青森市浪打一丁目一二の九

業を行い、地域社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

青森県知事 Ξ 村 申 吾

代表取締役に協治行の二の二大戸市大字河原木字神才二二年 代表取締役 吉田忠 東京都渋谷区代々木一丁目一株式会社三鈴 代表取締役 越智直正 | 大阪市平野区長吉長原西| 株式会社ダン 代表取締役 の三二 代表取締役 茨城県つくば市東新井三七の株式会社ライトオン 二七 茨城県水戸市泉町三丁目 株式会社ポイント 八戸市大字長苗代字狐田株式会社橋文 代表取締役 変 橋本昭 黒田博 藤原政博 更 前 丁 兀 ത 代表取締役 小林史生二丁目五 愛知県名古屋市昭和区広路通株式会社鈴丹 代表取締役の宮田修一年京都渋谷区代々木一丁目一株式会社三鈴 代表取締役 越智直正 | 日三の八 | 日三の八 | 大阪市平野区長吉長原西ークビオ株式会社 代表取締役藤原政博一の一の一が城県つくば市吾妻一大は市吾妻一 二七 茨城県水戸市泉町三丁目 株式会社ポイント 削除 八戸市卸センター一丁目九の株式会社橋文 代表取締役 代表取締役 变 石井稔晃 橋本精二 藤原政博 更 丁目 後 Tത 平成一・ デニ (代表者変更) 平成一 ・ ホー六 (住所変更) 変更年月日 ネ べ 不 ネ 不 べ さ 記 **수** 등 た ÷ ヺ.

兀 届出年月日

平成十八年十月二日

届出書の縦覧

五

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十八年十月二十三日から平成十九年二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 おいらせ町役場にあっては、その執務時間内とする。

六

ため配慮すべき事項について意見を有する者は、 意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

意見書を提出することができる。

提出期限

の

平成十九年二月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3

記載事項

 $(\underline{})$ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律

平成十八年十月二十三日

青森県知 事 Ξ 村 申 吾

平川市李平西山崎五〇の一	の一三平川市李平西山崎二三の一二及び二三
及び氏名 (名称) 開発許可を受けた者の住所	地域の名称 (工区) に含まれる

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

十七項の規定により公告する。砂土路土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、下

平成十八年十月二十三日

上北地方農林水産事務所長 小 山 田

久

"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	理	"	"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	理	区役 員 別の
	事									事				事									事	別の
新山助	尾形	坂 本	小笠皆	小笠盲	小笠盲	沼尾	千葉	千葉	新山	竹内	小笠皆	沼田	新山助	尾形	坂 本	小笠皆	市川	小笠皆	沼尾	千葉	千葉	新山	竹 内	氏
助十郎	修	宏	笠原武志	笠原秀文	笠原繁志	昭市	孫一	武志	亀 弥	広之	原正治	貞美	計郎	修	宏	原武志	広治	原繁志	幸一	孫一	武志	亀 弥	広之	名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	″	"	"	"	"	"	"	"	"	上北	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	郡東北町	住
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	大	
字明堂向一三八の一	字道ノ下一〇一の六	字大沢三七の一	字淋代四の二	字舘野七一の一	字中久根下二三の一	字沼端一六の一	″ 六八の一	字明堂向六七	字中久根一	字東道ノ上二五の一	字舘野三八の一	字沼端五七の一	字明堂向一三八の一	字道ノ下一〇一の六	字大沢三七の一	字淋代四の二	字舘野七三の三	字中久根下二三の一	字沼端二〇の一	″ 六八の一	字明堂向六七	字中久根一	上北郡東北町大字大浦字東道ノ上二五の一	所
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一个 卆 四退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一八・ む 三就任	の 年 月 日就任及び退任

字沼端五七の一	"	"	//	貞美	沼田	"	
字舘野三八の一	"	"	"	<u>你</u> 正治	小笠原正治	"	

十和田県土整備事務所告示第十一号

月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び

平成十八年十月二十三日

十和田県土整備事務所長

小

田

部

幸

夫

の四郡七戸町	位
町字蛇坂五三	置
七八・四八	延
四八メートル	長
六・00メー	幅
トル	員
□ □ □ □ □ □	年指 月 日定

選挙管理委員会

青絲県選挙管理委員会告示第八十号

ように改正する。 べき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定) の一部を次のームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となる平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号 (病院の長、老人ホ

平成十八年十月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能

人

在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設「病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不

畑中警察官駐在所

番地十八南津軽郡田舎館村大字畑中字上野七十六

を

び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、 設及び保護施設を次のとおり指定し、」に改める。 を次のとおり指定し、」を「病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及 老人ホーム、身体障害者支援施

「

三 身体障害者更生援護施設」を「

三 身体障害者支援施設」に改める。

公 安 委 員 会

規則をここに公布する。 交番、 警察官駐在所及び警備派出所の名称、 位置等に関する規則の一部を改正する

平成十八年十月二十三日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明

男

青森県公安委員会規則第十六号

する規則 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正

月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。 警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則 (昭和三十六年八

別表第二黒石警察署の項中

畑中警察官駐在所 番地十八南津軽郡田舎館村大字畑中字上野七十六

所田屋敷警察官駐在

四十七番地一南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社 青森市第二問屋町三丁目 |番七七号 |(印刷所・販売人)